

償却資産

1 納税義務者

償却資産課税台帳に所有者として登録されている人をいいます。

2 税額の計算方法

課税標準額 × 税率 = 税額

価格（評価額）

毎年、申告に基づいて新しく価格を決定します。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が課税標準額となります

課税標準の特例が適用される資産については、課税標準額 = 決定価格 × 特例率となります。

評価の方法

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基に、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。なお、減価償却の方法は、旧定率法です。

償却資産	評価額の算出方法
前年中に取得したもの	評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 ^(※) ÷ 2)
前年前に取得したもの	評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率 ^(※))

ただし、上記計算方法により求めた額が取得価額の 5% を下回る場合は、その償却資産が本来の用に供されている限り、取得価額の 5% の額を評価額とします。

※ 減価率…原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。ただし、前年中に取得された資産は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

3 税率

固定資産税の税率は、1.4% です。

4 免 税 点

同一区内で所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、150万円未満の場合には固定資産税は課税されません。

5 申告と納税

申告が必要な方…償却資産をお持ちの方（免税点未満の方も申告が必要です。）
申告内容…1月1日現在の資産の状況
申告期限…1月31日（1月31日が土曜日、日曜日に当たる場合は、その翌日）

※ 地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告ができます。
詳しくは、電子申告・納税のページ（64ページ）をご覧ください。

納税通知書によって納税者（税額を計算した結果、納税額が発生する方）に税額をお知らせします。納期は、4月、7月、12月、翌年2月の4回に分かれており、各納期までに納めていただくこととなっています。

6 減 免

下記の要件に該当する場合には、市税を減免する制度があります。
減免の適用には、その税の納期限までに減免申請書の提出が必要です。

主 要 要 件	お問い合わせ先
① 生活扶助を受けている場合	行財政局市税事務所 法人諸税室 償却資産担当
② 災害を受けた場合	
③ 国、都道府県等の買収により、使用収益することができなくなった場合	